

# 経営情報ニュース



●Webサイトパック  
ホームページ制作費0円  
全て揃ったパッケージサービス  
●SNS運用サポート  
LINE@/facebookページ  
http://brain-works.jp/

2017. 10. 9 (月) 発行

## 定額残業代に関する通達

**基**本給や諸手当に一定の時間外労働等に対する割増賃金を含ませる、いわゆる「定額残業代」について、平成29年7月7日付けの最高裁判決を受け、厚生労働省から通達が発出されましたので、その概要を紹介いたします。(基監発0731 第1号時間外労働等に対する割増賃金の適切な支払いのための留意事項について)

### ■通達の概要■

時間外労働等に対する割増賃金を基本給や諸手当にあらかじめ含めて支払っている場合には、平成29年7月7日付けの最高判決(医師(労働者)が医療法人(使用者)に対して時間外労働等に対する割増賃金等の未払い分の支払いを求めた事案)を踏まえ、次のことに留意する必要があること。

- (1) 基本賃金等の金額が労働者に明示されていることを前提に、例えば、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金に当たる部分について、相当する時間外労働等の時間数又は金額を画面等で明示するなどして、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを明確に区別できるようにしているか確認すること。
- (2) 割増賃金に当たる部分の金額が、実際の時間外労働等の時間に応じた割増賃金の額を下回る場合には、その差額を追加して所定の賃金支払日に支払わなければならない。そのため、使用者が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基発0120 第3号)を遵守し、労働時間を適正に把握しているか確認すること。

### ■今後の労働行政の監督指導について■

今回の通達が、今後の労働行政の監督指導にどのように影響を与えるかは未知数ですが、この基準に沿って監督指導がなされることとなります。つまり上記にある通り「労働者に明示されているか」がポイントになると予想されます。就業規則、雇用契約書、給与明細書等に明示が無く、口頭や労使慣行のみで導入している場合は、厳しく監督指導される可能性もあります。定額残業制を導入している場合は、再度、明示により労働者に周知されているかご確認下さい。

## 人口減少に対する企業の意識調査

帝国データバンクが行った「人口減少に対する企業の意識調査」によると、企業の45.7%が人口減少を「重要な経営課題」ととらえていることが分かりました。総務省が発表した住民基本台帳に基づく2017年1月1日時点の人口動態調査によると、日本人の総人口は1億2,558万3,658人となり8年連続で減少し、減少幅は1968年の調査開始以降で最大となっています。また、少子化が進行するなか、15歳から64歳の生産年齢人口は1997年を境に減少を続けており、人手不足を解消するための労働力確保に加えて、日本経済や企業の成長に与える影響が懸念されています。今後はより一層人材の確保が難しくなることが予想されます。



## 過重労働解消キャンペーン

厚生労働省では、毎年11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施しており、今年は11月1日～30日までの1カ月間、実施されることになりました。その主な内容は、①労使の主体的な取組の促進、②労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施、③重点監督の実施、④電話相談の実施、⑤過重労働解消のためのセミナーの開催、です。「重点監督の実施」では、対象事業所は、「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等」「労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等」となっています。重大かつ悪質な違反が確認された場合は、送検・公表するとしています。

## NEWS ダイジェスト

- 介護福祉士の離職防止に向けリーダー育成  
厚労省の専門委員会が介護人材の確保策を提案し、現在、国家資格だが他の介護職と仕事内容や賃金に大きな差がない介護福祉士について、役割分担を明確にし、認知症対応など専門性が高い介護を担ってもらうことを要請した。
- 「マイナンバー制度」情報連携に遅れ  
マイナンバーを利用して官公庁や医療保険者など公的機関が個人情報やり取りする情報連携システムが今秋から本格運用される予定だが、当初予定していた1,800余の手続きのうち約半数がスタート時点で簡略化できない見通し。